

市川市斎場整備運営等事業 募集要項等に関する質問回答(第2回)

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
1	募集要項	13	第3	12		事業スケジュール	市川市様での計画通知の確認に必要な期間が3~4か月と考えております。設計開始から火葬・待合棟 供用開始までが厳しい工程となります。式場棟 供用開始を令和10年10月のままとし、火葬・待合棟 供用開始を令和9年7月より延伸することは可能でしょうか。もしくは契約締結前から設計の事前協議を市川市様と始めることは可能でしょうか。ご教示ください。	既存火葬炉は使用開始から40年以上が経過していることから、早期の更新が必要な状況です。また、供用開始時期については、広く市民にも周知していることから当初の予定としてください。市との事前協議は契約締結後からとさせていただきます。
2	募集要項	40	別紙2			不可抗力リスク	注記事項の※3に「軽微なもので、修繕費用内で対応できる内容については、事業者が負担する」とありますが、具体的に軽微なものの範囲や金額の負担割合などのお考えがあればご教示頂けないでしょうか。	施設損傷リスク(上記以外の第三者等の責めによる施設の損傷)同様、100万円を超えない金額の損傷を事業者、100万円を超えた金額の損傷を市川市が負担することとします。
3	募集要項	42	別紙2			個別業務(維持管理費増大リスク)	※1火葬炉の燃料費は…市川市の負担…とありますが、電気基本料金やガス定額基本料金についても利用量の案分額を負担いただけたとの理解で宜しいでしょうか。貴市のお考えをご教授願います。	電気、ガス共に基本料金については利用量の按分額を負担いたします。
4	募集要項	42	別紙2			施設損傷リスク	「100万円を超えた金額の損傷」とありますが、「超えた部分の金額」(例:105万円の場合、5万円)と理解してよろしいでしょうか。	超えた部分を含め、全額市川市の負担となります。
5	要求水準書	4	第1	3	2)	事業概要	仮設斎場の警備業務が、事業者が行う業務範囲となっています。要求水準書54頁の諸室整備計画に管理人室の記載がありますが、仮設斎場での警備は管理人によるものとの解釈で宜しいでしょうか。	仮設斎場の運営は、火葬・待合棟供用開始以前は市による直営、以降は指定管理者による運営となるため、警備業務は各々が行うこととなります。要求水準書54頁(諸室整備計画)に記載の管理人室は、現在市にて契約している建物総合管理業務委託の中で従事している管理人のために整備していただくもので、管理人による警備を指定するものではありません。
6	要求水準書	44	第2	7	1)	建築付帯設備要件	現施設の光熱水費(過去3年間・月ごと)、契約内容のわかる資料(検針票など)をご提示ください。 ※火葬炉にかかる光熱水費とそれ以外が区別できるものが望ましいです。	別途ご提供いたします。
7	要求水準書	50	第2	7	3)	機械設備	基本要件のインフラ計画(ガス)において…既設中圧ガス管で足りるか検討を行う。とあります。検討にあたり、既存火葬炉設備のバーナー仕様に分かる完成図書や納入図等のご提示をお願いできますでしょうか。	既存火葬炉の完成図書や納入図はありません。バーナー仕様は下記の通りです。 主燃焼炉/バーナー 燃焼容量:300,000kcal/h 再燃焼炉/バーナー 燃焼容量:400,000kcal/h 1火葬時の瞬間最大流量:65m ³ /h 1火葬あたりの燃料消費量:55~60m ³ 火葬棟への燃料供給圧:100kpa 火葬炉への燃料供給圧:10~12kpa(各系列の減圧弁にて減圧)
8	要求水準書	50	第2	7	3)	機械設備	機械設備①基本要件のインフラ計画(ガス)にて…既設中圧ガス管で足りるか検討…との記載がありますので、既存火葬炉設備の瞬間最大燃料消費量をご提示いただけますでしょうか。	No.7参照願います。
9	要求水準書	50	第2	7	3)	機械設備	機械設備の基本要件の内容を踏まえ、インフラ計画(ガス)の検討を行う上で、現状の火葬スケジュール表、及び同時稼働の最大火葬炉数をご提示いただけますでしょうか。	火葬スケジュール:9:30~2炉 10:30~3炉 11:30~2炉 12:30~3炉 13:30~2炉 14:30~3炉 同時稼働の最大火葬炉数:5炉
10	要求水準書	50	第2	7	3)	機械設備	基本要件のインフラ計画(ガス)にて…既設中圧ガス管で足りるか検討…とあります。検討にあたり、既存火葬炉設備の1火葬あたりの燃料消費量のご提示をお願いできますでしょうか。	No.7参照願います。
11	要求水準書	50	第2	7	3)	機械設備	ガスのインフラ計画の方針にて既設中圧ガス管で足りるか検討を行う事と記載があります。既存火葬炉設備の昨年度1年間での火葬件数と燃料(ガス)消費量のご提示をお願いします。	昨年度の火葬件数:3,876件 年間ガス消費量:子メーターを設置していないため不明です。
12	要求水準書	50	第2	7	3)	機械設備	『火葬炉設備などのガス消費量を検討し既設中圧ガス管で足りるか検討を行う。』と記載がありますが、既設火葬炉の仕様書があればいただきたいです。ない場合は、ガス消費量や供給圧をご教授いただけないでしょうか。	No.7参照願います。
13	要求水準書	53				8. 仮設斎場要件 1) 基本要件	仮設斎場を設けるにあたり、既存水路エリア内に設備施設等を設置することは可能でしょうか？	可能といたしますが、見栄えやご遺族感情にはご配慮願います。
14	要求水準書	60				1. 総則 1) 基本要件	工所用仮設事務所を場内に設置することは可能でしょうか？ご教授下さい。	可能といたしますが、駐車台数を圧迫しない程度等、スムーズな斎場の運営にご配慮ください。 また、近隣に工所用仮設事務所や工事車両用の駐車場等にご利用可能な場所が2か所あります。ただし、諸条件がありますので、現場確認や市との協議が必要であることを踏まえたうえでご判断ください。詳細は別途資料をご提供いたします。
15	要求水準書	62				2. 建設工事 3) 基本要件	給水、ガス、電気の盛替えなどで全館停止することが出来る日は特定されますか？(年2日など)ご教授下さい。	休場日や友引の日が想定されますが、施設担当の立会や式場予約の制限などの対応が必要となるため、事前にご相談ください。
16	要求水準書	86	第7	10	ア	残骨灰及び集じん灰の管理	「なお、残骨灰の売却益は、事業者の収入とする。」との記載がありますが、残骨灰の売却は「残骨灰及び集じん灰の管理」の業務範囲に含まれており自主事業ではない、との理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
17	要求水準書	86	第7	9	イ	施設で使用される備品	事業期間中に使用しないとされる備品については、業務に支障がなければ必ずしも事業期間中常に保持していなくてもよろしいでしょうか。	備品の譲渡については、その要不要について協議の場を設けます。譲り受けた備品については、サービスの低下を招かないという前提のもと、備品台帳の更新ごとに、廃棄を含めた管理方法を検討してください。なお、譲渡後に不要となった備品の処分費用は、市は負担いたしません。
18	要求水準書	98		12	2)	霊きゅう車の運行・遺体搬送	霊きゅう車の運行・遺体搬送業務に支障がなければ、現斎場から引き継いだ霊きゅう車だけでなく、事業者(協力業者も含む)が本事業とは別に所有している霊きゅう車も使用してよろしいでしょうか。	差支えありません。 事業者の所有する霊きゅう車の修繕費、税金、保険料については、指定管理料に含めず、事業者の負担としてください。
19	様式集(長期収支計画書)		様式6			長期収支計画書	SPCを設立しない場合、長期収支計画書の収入と費用は同額になると考えられます。その場合、営業利益の段階で0円という記述でよろしいでしょうか。経常利益・税引前当期純利益・法人税等・繰越欠損金・課税所得税引後当期純利益は記載不要という理解でよろしいでしょうか。	残骨灰及び集じん灰の管理業務による、残骨灰の売却益を見込む場合、営業利益が生じる可能性があるため、必要に応じて記載して下さい。(No.30も参照)
20	様式集					疎明資料	各様式について、疎明資料が例示されていますが、あくまでも提案事項として評価されるのは様式に記載されている事項であり、補足資料として必要に応じて提出するもの、との理解でよろしいでしょうか。	疎明資料は、提案書(様式)の実現可能性を裏付ける根拠資料となります。提案書と併せて評価しますので原則ご提出ください。また、様式の記載内容があいまいであって、疎明資料で確認できた場合は、評価いたします。様式に記載がなく、疎明資料のみに記載があるものについては評価の対象外となります。
21	様式集					様式6 長期収支計画書	「本事業において、SPCが契約者になれない」とありますが、法人税については空欄でよい、との理解でよろしいでしょうか。	該当しない場合は0でかまいません。
22	様式集	様式4	Ⅲ	1			統括責任者は維持管理業務経験だけでなく運営業務経験を有することも重要であると考えております。また要求水準書でも統括責任者は維持管理業務責任者又は運営業務責任者を兼ねることも可能となっております。以上のことから当該様式に記載する統括責任者の実務経験年数は、建物総合管理の経験だけでなく火葬場の管理・運営経験(指定管理者の実務経験)を含めても宜しいでしょうか。また、提案の評価も建物総合管理の実務経験と火葬場の管理運営経験が同等であると理解して宜しいでしょうか。	火葬場(斎場)の管理・運営経験年数と建物総合管理の経験年数を分けて記載できるよう様式を修正いたします。また、後段のご質問については評価に関わりますので回答を差し控させていただきます。
23	募集要項等に関する質問回答(第1回)	3				No.44	「市内に本店を持つ企業が参加表明書に明記する下請企業以外の下請企業として1社でも明記出来れば加点対象となりますか、ご教授ください。」との問いに対して、「入札参加登録のある企業を3社以上活用することを加点の目安とします。(…以下省略)」との回答となっておりますが、この回答において加点の目安となる「3社以上」は、「市内本店かつ市川市の入札参加登録がある企業が3社以上」の場合加点の対象となる、という理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
24	募集要項に対する質疑回答	2	36			雨水貯留槽	雨水貯留槽が必要になる対象計画敷地ですが、水路とその水路敷きの部分は構造的に対象範囲とすることが困難です。水路とその水路敷きは該当範囲から除くと考えてよろしいでしょうか。(河川・下水道管理課様と協議の上、質疑として提出することといたしました)	雨水貯留施設は、「市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例」(以下、「宅地開発条例」)に基づく整備が必要となることから、本事業における雨水貯留施設の整備内容等については、宅地開発条例に基づく協議を行う関係行政機関(河川・下水道管理課)に確認してください。
25	提案書等(様式1~3)					提案書等作成上の留意点	正本1部及び副本18部と記載がございますが、疎明資料については、正本のみに添付するということよろしいでしょうか。	副本にも添付してください。
26	提案書等(様式1~3)					提案書等作成上の留意点	提案書に添付する疎明資料について、疎明資料の枚数を減らすために両面コピーでの提出としてもよろしいでしょうか。ご教示お願いいたします。	A4のみ両面とすることも可とします。
27	提案書等(様式1~3)					提案書等作成上の留意点	今回、提案書提出が4回に分かれておりますが、提案書の評価は、それぞれ提案書を提出した段階で評価されるのでしょうか。それとも最終提出となる4月24日以降に評価されるのでしょうか。仮にそれぞれの提案書を提出した段階で評価されるのであれば、現状、疎明資料は様式6の後ろに綴じることとなっておりますが、疎明資料をそれぞれの提案書に添付してもよろしいでしょうか。	各提案書が提出され次第、随時審査を開始します。疎明資料はそれぞれの提案書に添付してください。
28	提案書(様式4)	1~V					A4 縦書き片面…とありますが、A4縦長の紙面とし、提案文の配列は縦横任意と理解して宜しいでしょうか。	A4縦長の紙面とし、提案文の配列は横書きとしてください。
29	提案書(様式4)						提案書様式について、(A4 縦書き片面1枚以内)や(A4 縦書き1枚以内)等数パターンに記載がございますが、提案書提出の際は、すべて片面印刷にて提出してもよろしいでしょうか。ご教示お願いいたします。	No.26と同じ。
30	第2回対面対話質疑回答	1	13				この質疑の回答には「送迎車の運行のみの収支で赤字になったとしても、事業全体の収支として黒字であれば問題ないと考えます」とあります。SPCを設立しない場合の長期収支計画書の税引後当期純損益を0円と記載した場合、自主事業含めた全体収支の黒字をどのように判断されるのでしょうか。例えば、全体収支の黒字を判断して頂くために、残骨灰売却の収益など他の業務と切り分けて明示しやすい項目を様式6に記載することで、ご判断いただく形でもよろしいでしょうか。	事業全体の成立性は、別途作成を求めている自主事業の長期収支計画書において黒字であれば問題ありませんが、赤字となっても様式6の利益分で補填できれば、事業として成立するとみなします。様式6 長期収支計画書の営業収入において、残骨灰売却の収益を見込む場合は、その他の項目に計上するか、別途項目を追記して頂いてもかまいません。その他に計上する場合は、その内容が分かるように記載して下さい。
31	設計・建設工事請負仮契約書	第48条				賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	募集要項等に関する質問回答(第1回)のNO61の回答で①応募～設計・工事請負契約締結の期間は物価変動に伴う請負代金額の変更は適用対象外とありますが、昨今の物価上昇局面を勘案して、特定非営利活動法人日本PFI・PPP協会が令和5年12月15日に内閣府の民間資金等活用事業推進室宛に「PFI事業契約における「サービス対価」(建設工事費)の物価変動による改定方法に係る提言」を以下の様に申し入れております。提言1:物価変動による改定の初回起算日は、「債務負担行為設定日」又は「入札公告日(公募公告日)」とする。つきましては、本事業はPFI事業ではございませんが、諸事情を勘案して入札公告日を物価上昇算定の起算日にして頂けませんでしょうか?ご教授下さい。	「募集要項等に関する質問回答(第1回)」No61と同様で、スライド適用外です。
32	設計・建設工事請負仮契約書	第48条				賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	募集要項等に関する質問回答(第1回)のNO61の回答で②設計・工事請負契約締結～工事着工③工事着工～竣工につきましても、設計・建設工事請負契約書第48条の規定のとおりとなります。提言2:物価変動による改定に際し、現在PFI事業契約に規定されている事業者負担(1.0%又は1.5%)をゼロとする。内容に基づき事業者負担分をゼロとして頂けませんでしょうか?ご教授下さい。	「募集要項等に関する質問回答(第1回)」No61と同様で、設計・建設工事請負契約書第48条に規定のとおりとなります。
33	基本契約書	3	5条7			事業の枠組	他自治体の例では、引渡から2年を経過するまで施設整備者は指定管理者が負担する債務について連帯して負担するとしている例もございます。こうした例からも、施設整備者が指定管理者による20年間の維持管理・運営期間に亘り、債務を連帯保証するのは過重ではと考えており、基本契約書(案)の当該項目の見直しを再度検討頂くことはできないでしょうか?ご教授下さい。	本事業において市はDBO事業者と契約するのであって、万一、構成企業の1社が債務を負担できなくなったことで市が損失を被ることはあってはならないものと考えております。このことから、基本契約書(案)第5条第7項は原案のとおりといたします。リスクの負担につきましては、応募グループ内で調整したり、各構成企業で必要と考える保険に加入したりするなど、リスクに備えていただきますようお願いいたします。
34	測量図					用地実測図の道路	計画地東側のC2-55道路は廃道する予定でしょうか。廃道しない場合は道路斜線等の集団規定がかかるでしょうか。ご教示ください。	「C2-55道路」は公有財産上の種別であり、建築基準法上の道路ではないため、建築基準法上の集団規定等には影響しません。なお、当該道路は既に所管換えを済ませており、種別は「斎場」となっています。
35	現地説明会					設置機器	現在設置されている冷水水発生器(機器番号R-2)の仕様書もしくは型番をご教授いただきたいです。	型番は火葬棟:SUW-EL20EHA 待合棟:CH-KG80HU44 です。仕様書については、別途ご提供いたします。
36	その他						敷地北側にある防災無線の柱の移設は可能ですか。	基本的には移設しない整備の方法をご提案ください。移設が不可避の場合は、移設費用を含めて提案価格に含めてください。
37	市川市斎場整備運営等事業 実施方針等に関する質疑回答		113				設計期間の労務費等の変動については、工事請負契約の契約日を基準日とするとのことですが、工事期間の物価や労務費等の変動についても同様の基準日との理解でよろしいでしょうか。	後日回答いたします。